

人員に関する基準

1 生活相談員の配置

基準

生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

【基準条例 第100条第1項第1号】

事例

- ✓ 生活相談員不在（不足）の日がある。
- ✓ 生活相談員の配置はあるが、常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えて勤務した時間数を含めており、基準を満たしていなかった。

指導・ポイント

- 生活相談員を基準数以上、配置すること。なお、提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝サービス提供時間数であることに留意すること。
- 常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えて勤務した時間数は勤務延時間数に含めることはできないので留意すること。

2 看護職員の配置

基準

看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

【基準条例 第100条第1項第2号】

事例

- ✓ 看護職員が不在の日がある。
- ✓ 人員基準欠如における減算の対象となっていたにも関わらず、減算を行っていなかった。

指導・ポイント

- 看護職員を基準数以上、配置すること。
- 人員基準欠如の月及び減算の対象となる月を確認し、減算（過誤調整）を行うこと。

3 機能訓練指導員の配置

基準

機能訓練指導員 1以上

【基準条例 第100条第1項第4号】

事例

- ✓ 機能訓練指導員が配置されていなかった。

指導・ポイント

- 機能訓練指導員を基準数以上配置すること。

運営に関する基準

1 通所介護計画

基準

指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた通所介護計画を作成しなければならない。

指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

通所介護従業者は、利用者ごとに、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を作成しなければならない。

【基準条例 第106条第1項、第4項及び第5項】

事例

- ✓ 通所介護計画が作成されていなかった。
- ✓ 通所介護計画について、当該利用者の同意を得ていなかった。

指導・ポイント

- サービスの提供開始前に通所介護計画書を作成し、その内容等を利用者又はその家族に対して説明した上で当該利用者の同意を得て、当該通所介護計画を利用者に交付すること。

2 勤務体制の確保等

基準

指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定通所介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

【基準条例 第108条第1項】

<関連：管理者>

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

【基準条例 第101条第1項】

事例

- ✓ 職員の勤務日ごとの職種別（兼務）時間配分及び常勤・非常勤の別が勤務表上明確になっていない。また、勤務表が暦月ごとに作成されていない。
- ✓ 生活相談員と介護職員を兼務している管理者について、勤務表上の管理者としての配置が月に1日と極端に少ない。

指導・ポイント

- 事業所における従業員等の日々の勤務時間（職種別）や兼務関係等を勤務表上明確にすること。
- 管理業務を適切に行えるような勤務割合の配分を行うとともに、勤務表において確認できるよう管理すること。

介護報酬

1 個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）

基準

- ② 個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る機能訓練は、提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している指定通所介護の単位（中略）の利用者に対して行うものであること。この場合において、例えば1週間のうち、月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日については、当該加算の対象とはならない。（後略）
- ④ 個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の対象となる。（後略）
- ⑨ 個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL・IADL等の状況）を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。（後略）

【報酬告示留意事項通知 第2の7(11)】

事例

- ✓ 常勤専従の理学療法士等（Ⅰの場合）または専従の理学療法士等（Ⅱの場合）の勤務実績のない日に当加算を算定していた。
- ✓ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問せずに個別機能訓練計画を作成している。または、記録がなく利用者の居宅の訪問状況が不明である。
- ✓ 個別機能訓練開始後、機能訓練指導員等が3月に1回以上、利用者の居宅を訪問していない。ないしは、訪問の間隔が3月を超えている。または、記録がなく利用者の居宅の訪問状況が不明である。

指導・ポイント

- 算定要件上求められる理学療法士等の配置がない日については加算を算定しないこと。
- 利用者の居宅を訪問し、居宅での利用者の状況を把握した上で、個別機能訓練計画書の作成、見直しを行うこと。
- 利用者の居宅を訪問した際には、その日時、訪問者、個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況、利用者の居宅での生活状況等を記録に残すこと。また、個別機能訓練開始後の居宅訪問についても適時・適切に実施し、記録に残すこと。

## 2 個別機能訓練加算（Ⅱ）

### 基準

- ⑥ 個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。
- ⑧ 個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業者内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とする。実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。

【報酬告示留意事項通知 第2の7(11)】

### 事例

- ✓ 単なる身体機能の維持・向上のみを目的とする計画を作成し、訓練を実施している。
- ✓ 小集団での機能訓練ができていなかった。

### 指導・ポイント

- 適切なアセスメントを経て、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。
- 小集団（個別対応含む）に対する機能訓練を機能訓練指導員が直接行うこと。

## 3 通所サービスの所要時間

### 基準

〔質問〕 緊急やむを得ない場合における併設医療機関（他の医療機関を含む）の受診による通所サービスの利用の中止について

〔回答〕 併設医療機関等における保険請求が優先され、通所サービスについては変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。

【厚生労働省介護サービス関係Q & A集 通番 2046】

### <参考>

〔質問〕 通所サービスと併設医療機関等の受診について

〔回答〕 通所サービスのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診は緊急やむを得ない場合を除いて認められない。また、サービス開始前又は終了後の受診は可能であるが、一律に機械的に通所サービスの前後に組み入れることは適切でなく、当日の利用者の心身の状況、サービスの見直しなどの必要性に応じて行われるべきものである。

【厚生労働省介護サービス関係Q & A集 通番 681】

### 事例

- ✓ 緊急やむを得ない理由により医療機関を受診した場合にはその時間を提供時間から除いて算定すべきところ、受診に要した時間を提供時間に含めて算定した。

### 指導・ポイント

- 適切な提供時間数による算定を行うこと。

4

同一建物減算

基準

指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

【報酬告示 別表6イ～ハ注18】

① 同一建物の定義

注18における「同一建物」とは、当該指定通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、個々でいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所介護事業所の指定通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

【報酬告示留意事項通知 第2の7(18)】

事例

- ✓ 事業所と同一建物から通う利用者について、減算を行っていない。

指導・ポイント

- 要件に該当する場合には適切に減算すること。